

## アイルランド政府の新たな新型コロナウイルス対策の発表(3月24日)

当大使館の領事業務へのご理解・ご協力ありがとうございます。アイルランドにおける新型コロナウイルス関連の情報をお知らせします。なお、3月24日の時点で、アイルランドの感染者数は1329名、うち死亡者は7名となっています。

1 3月24日夕刻、ヴァラッカー首相他関係閣僚が記者会見を行い、アイルランドにおける新型コロナウイルス感染症の対策として、新たな行動制限措置を発表しました。これまで、学校・大学等の閉鎖、大規模行事中止等の既存の措置(※注)がありましたが、これを3月29日の期限の後も続行すること、及び、以下(1)から(6)の新たな措置を発表し、新たな期限を4月19日に設定しました。

- (1)引き続き人との物理的な距離を取る。
- (2)人々は可能な限り家で過ごし、在宅勤務を行い、他に選択肢がない場合に限り出勤する。
- (3)生活必需品の購入、診察、歯科治療、介護、体を動かす目的に限り外出可能。
- (4)4人以上の社交イベントや集まりは中止する。
- (5)必要不可欠でない他人の家への訪問は避ける。屋外での社交の集まりは、同居家族を除き、4人以内に限る。
- (6)国内外への必要不可欠でない旅行は行わない。

(※注:既存の措置は3月12日発表。参考資料として、同日付の当館領事メールを最下部に貼り付けました。)

(3月24日のヴァラッカー首相他の記者会見を受け、アイルランド政府が発表した声明の原文は次のURLから参照可能です。)

[https://merrionstreet.ie/en/News-Room/News/Govt\\_announces\\_National\\_Covid-19\\_Income\\_Support\\_Scheme.html](https://merrionstreet.ie/en/News-Room/News/Govt_announces_National_Covid-19_Income_Support_Scheme.html)

2 同じく3月24日、アイルランド保健省は、上記1の新たな行動制限措置の内容詳細(公衆衛生措置に関する最新ガイダンス)をウェブサイト(※注)に掲載しました。その概要は以下(1)から(7)の通りです。

- (1)公衆衛生緊急チーム(NPHET)は、あらゆる必要不可欠でない小売店に閉鎖を勧告した。その他のあらゆる小売店は、社会的距離をとることを実践しなければならない。
- (2)カフェやレストランは、テイクアウト及びデリバリーに限定される。
- (3)あらゆるスポーツ・イベントは、屋内のものを含め中止される。
- (4)あらゆる劇場、クラブ、ジム、レジャー・センター、ヘア・サロンは閉鎖される。
- (5)宗教施設は訪問者の人数を制限しなければならず、現在もイースター休暇中も不必要な国内外の旅行はしてはならない。
- (6)首相は人々に対し、以下の場合を除き、自宅にとどまるよう述べた。
  - ・出勤
  - ・必要物資を購入するため店に行く
  - ・他者の世話をする
  - ・体を動かす
- (7)必要不可欠な小売業者と見なされる指標として、以下の一覧を示す。
  - ・食料、飲料及び新聞の非専門店及び専門店における小売及び卸売業者
  - ・住居及び職場の安全及び衛生を維持するために必要な家庭用品の小売業者
  - ・薬局、薬剤小売業者、医薬品業務又は調剤業務
  - ・眼鏡店、検眼所
  - ・専門店における医療及び整形外科用品の小売業者
  - ・ガソリンスタンド及び暖房燃料供給者
  - ・自動車、オートバイ、自転車の修理を行う小売業者及び関連施設(例:タイヤ販売及び修理)
  - ・動物の健康及び福祉に不可欠な用品の小売業者。この用品には、飼料、医薬品、動物用食品、ペットフード、寝床を含む動物向け用品が含まれる。
  - ・洗濯店、ドライ・クリーニング店
  - ・銀行、郵便局、クレジット・ユニオン

- ・安全用品店における小売り(例:作業着, 個人用保護具)
  - ・住居や会社の維持に必要なハードウェア製品, 衛生用品, 農機具, 園芸・耕作・農業に必要な用品及び道具を供給するホームセンターや建築建設資材を扱う商社及び店舗
  - ・在宅勤務を行う個人及びビジネスのためのオフィス用品及びサービスの小売業者
  - ・家庭用として, 電気, IT 及び電話関連の販売, 修理及びメンテナンスを行う小売業者
- (※注:アイルランド保健省の公衆衛生措置に関する最新ガイダンスへのリンク)

<https://www.gov.ie/en/publication/a7e66d-latest-guidance-on-public-health-measures/>

3 在留邦人及び渡航者の皆様におかれては, 最新情報の収集と, 感染予防に万全を期してください。在アイルランド日本国大使館のウェブサイトにも, 新型コロナウイルス関連情報を掲載しており, 今後も随時更新していきますので, 下のURLから参照してください。

[https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00004.html](https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00004.html)

4 アイルランドの公的医療サービス提供母体である保健サービス委員会 (Health Service Executive: HSE) や, 保健行政を司る保健省(Department of Health)等の政府機関ウェブサイトは, 新型コロナウイルスの国内感染状況や対応措置についての最新情報を掲載しています。また, マスコミ各社の報道にも注意してください。

<保健サービス委員会(HSE)の新型コロナウイルス関連情報サイト>

<https://www2.hse.ie/conditions/coronavirus/coronavirus.html>

<保健省の新型コロナウイルス関連情報サイト>

<https://www.gov.ie/en/campaigns/c36c85-covid-19-coronavirus/>

在アイルランド日本国大使館

住所: Nutley Building, Merrion Centre, Nutley Lane, Dublin 4, D04 RP73

電話番号(代表): 01-202-8300

E-mail(領事班): consular@ir.mofa.go.jp

※本メールは, 当館に在留届を提出いただいている方々及び「たびレジ」登録いただいた方々に送付しています。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は, 以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>